



令和4年度 埼玉県立富士見高等学校 生徒募集要項

所在地 〒354-0002 富士見市上南畑950番地 電話 049-253-1551(代表)

学校ホームページ <https://www.fujimi-h.spec.ed.jp/>

※今後、本要項の内容に修正や追加などがあつた場合は、本校の学校ホームページでご連絡します。

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

全日制の課程 普通科 男女共学 6学級 240人(2人)* ※()内は、転編入学者等の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ原則として保護者とともに県内に居住している者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。
また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和4年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和4年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)

3 通学区域 通学区域は設けない。

第2 一般募集

1 出願資格 第1の2に該当する者。

2 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

志願者は、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙(2, 200円)**を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き、返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア 志願者又は出身中学校長(在学中学校長を含む。以下同じ。)が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を受検生ごとにまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 送付票(様式20)を同封すること。	
提出期間及び受付時間	令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。	令和4年2月10日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 受領書(様式21)を交付する。
受検票の交付	「受検票」を2月15日(火)午前11時までに投函する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。

提出期間及び受付時間	令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。	令和4年2月14日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	志願者が窓口を持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	本校校長が「受検票」を2月15日(火)午前11時までに投函する。	本校校長は「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表(様式3及び4)	
提出期間及び受付時間	令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。	令和4年2月14日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月15日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なお、アの(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。	

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和4年2月17日(木)から2月18日(金)まで
受付時間は、2月17日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月18日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

入学選考手数料、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表、志願先変更証明書の扱いについては、「入学者選抜実施要項」による。

5 志願取消

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出すること。

6 学力検査

- (1) 志願者は、令和4年2月24日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「9 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。

- (4) 学力検査会場は、本校とする。
 (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休	10:35～11:25 (50分)	休	11:45～12:35 (50分)	昼 食	13:30～14:20 (50分)	休	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会		理科	憩	英語

7 面接

- (1) 志願者は、令和4年2月25日(金)に実施する面接を受けなければならない。面接の方法は、個人面接とする。
 (2) 面接会場は、本校とする。集合時刻等の詳細については、2月24日(木)学力検査終了後に、志願者に連絡する。
 (3) 当日は、「受検票」「筆記用具」及び「上履き」を必ず持参すること。

8 入学許可候補者の発表

- (1) 時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
1 日時	令和4年3月4日(金) 午前9時	令和4年3月4日(金) 午前10時
2 場所	ウェブ発表用ホームページ (URL等は別途定める)	本校
3 方法	受検番号を発表する。(電話による問い合わせには一切応じない。) なお、入学許可候補者には、受検票を確認し選抜結果通知書(様式7)を交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、令和4年3月4日(金)に、受検票を持参し、本校において必要書類を受け取ること。(午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)
 (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て、本校校長に持参により提出すること。

9 追検査

- (1) 次のア、イに該当する志願者は、令和4年3月7日(月)に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和4年2月25日(金)に実施する面接を受検した志願者は追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ないことにより、学力検査を欠席した者。

イ 一部受検者 ※1

※1 「一部受検者」とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。

- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和4年2月25日(金)正午までに本校校長に提出すること。
 (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)及び、「追検査受検者個人カード(様式A)」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。
 (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。
 (5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、令和4年2月25日(金)の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集等の志願者においては令和4年3月7日(月)に面接を実施する。
 (6) 追検査の会場は、本校とする。また追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。
 (7) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和4年3月9日(水) 午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード(様式A)」に記載された電話番号に本校から連絡する。

ア 入学許可候補者は、令和4年3月9日(水)午後3時までに受検票を持参し、本校において必要書類を受け取ること。

イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、8の(3)に準ずる。

第3 特別な選抜

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、私立中学校、県外中学校並びに海外の日本人学校等から出願する場合に必要な手続き等、帰国生徒特別選抜による募集については、「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」によるものとする。

第4 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査等の扱い

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、学力検査のみ受検できる。

なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

ア 保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者(次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。)

(ア) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(イ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者(一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。)

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング(自治体によるPCR検査等)を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

(エ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

イ 検査当日に「健康状態チェックリスト(様式B)」により、志願者自身が体調確認を行い、A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する志願者

検査当日の朝に、「健康状態チェックリスト(様式B)」に該当する志願者がいた場合は、中学校長は速やかに本校校長へ学力検査を受検できない旨を連絡すること。

なお、「健康状態チェックリスト(様式B)」に該当することで学力検査を受検できない場合、追検査受検の手続は第2一般募集 9追検査(2)による。

(2) 一定の条件を見たす濃厚接触者^{※2}が学力検査を受検する場合は、速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和4年2月22日(火)までに「濃厚接触者による学力検査受検願(様式C)」を本校に提出すること。

(3) 追検査当日に、(1)の(ア)に該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集の志願者には、面接は実施しない。

※2 一定の条件を満たす濃厚接触者とは、(ア)当日も無症状である(イ)初期スクリーニングの結果、陰性である(ウ)検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる、の全てを満たす志願者のことをいう。

第5 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

1 障害のある生徒の入学者選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、不利益な取扱いにならないよう、十分に留意する。

2 出願に当たっての配慮事項及び選抜の際の取扱い

(1) 志願者及び保護者は希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」(様式18)を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

(2) 中学校長から「学力検査等の措置願」について説明を受けた場合、本校校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行う。また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議する。

(3) 本校校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行う。

配慮できる措置については、本校校長は中学校長を経て志願者に通知する。

(4) 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることがないよう十分に留意する。

3 その他

「学力検査等の措置願」を提出した志願者の「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「学力検査等の際配慮を要する措置」欄に○を付すこと。

第6 備考

この募集要項は埼玉県教育委員会「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」に基づくものである。したがって入学者選抜に関することや細部については、前記要項・要領によるものとする。「令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」については埼玉県教育委員会ホームページを参照のこと。